

## 画像診断/コンサルテーションシステム利用規約（画像診断/コンサルテーション依頼者用）

Ver1.1

2021年11月19日 原案作成 野澤 久美子

2021年12月06日 JCCG 固形腫瘍分科会運営委員会承認

### 第1条（規約の目的）

この利用規約（以下、本規約）は、日本小児がん研究グループ（以下、JCCG）の専門委員会に属する画像診断委員会（以下、画像診断委員会）が提供する「画像診断/コンサルテーションシステム（以下、本システム）」の利用における取扱いについて定めたものである。本システムはJCCG 固形腫瘍観察研究のオンライン登録システム（以下、観察研究システム）の一部である。

### 第2条（本システム利用の目的）

本システムは、JCCG 固形腫瘍分科会で承認された研究に登録された症例について、JCCG の活動として画像診断／コンサルテーションを行うためにのみ利用する。利用内容等についての詳細は疾患委員会等で別途規定する。

### 第3条（用語の定義）

本規約上で使用する用語の定義は、次に掲げるとおりである。

(1) 画像診断/コンサルテーション依頼者	本規約に同意して、JCCG の研究者が研究代表者である臨床研究に参加し、本システムを利用して中央画像診断/コンサルテーションを依頼する患者の担当医師。
(2) 画像診断/コンサルテーション担当者	画像診断/コンサルテーションシステム利用規約（委員会用）に同意して、中央画像診断/コンサルテーションの依頼を受けて議論・回答するJCCG 疾患委員会所属の医師。本システム用の個人 ID を持つ。
(3) 個人情報	住所、氏名、職業、電話番号等個人を直接同定することできる情報の総称。
(4) 症例	画像診断/コンサルテーション依頼者が本システムにて中央画像診断/コンサルテーションを受けようとする患者の情報。個人が直接同定できる情報を含まない。
(5) 画像診断/コンサルテーション依頼票	中央画像診断/コンサルテーションを依頼するためのオンライン上の書式。
(6) DICOM 画像	DICOM 規格により保存された画像。本システムで扱う際には情報を匿名化する必要がある。
(7) 観察研究システム	JCCG 固形腫瘍観察研究システム。JCCG 固形腫瘍分科会小児固形腫瘍観察研究の症例登録を行うための EDC システム

	ム。本システムはこのシステムの一部である。
(8) 登録情報	本システムを通じて行われる中央画像診断/コンサルテーションの依頼、中央画像診断/コンサルテーションを行う過程及び結果として入力された全ての情報。

#### 第4条（本システムの管理・運用主体と適用範囲）

本システムは JCCG 画像診断委員会が管理し、JCCG 固形腫瘍分科会および画像診断事務局が運用業務を行う。また、本規約は、原則としてテストサイトを含む本システムの利用に関わる一切の関係に適用されるものとする。

#### 第5条（本規約への同意）

本システムを利用するためには本規約に同意しなければならない。

#### 第6条（本システムの機能）

本システムは、画像診断/コンサルテーション依頼者が、観察研究システムに登録された症例について、DICOM 画像および資料を提出し、その後の診断および治療についての中央画像診断/コンサルテーションを受けることを目的に利用するものである。

#### 第7条（利用条件）

1. 本システムを利用して画像診断・コンサルテーションを行うためには、原則として当該症例が観察研究システムに登録されている必要がある。また、観察研究システムの利用において既に同意している利用規約や手順を逸脱しない条件で利用することとする。
2. JCCG 画像診断事務局は、事前の連絡なしに画像診断/コンサルテーション依頼者および画像診断/コンサルテーション担当者を対象としてメール連絡事項の告知やその他の情報提供を行うことがある。
3. JCCG 固形腫瘍分科会運営委員会および/または画像診断委員会にて、以下の①～④の事由に相当すると判断された場合、利用が承認されないことがある。この場合、利用申請不承認の理由についての開示は行わない。
  - ① JCCG 固形腫瘍分科会および画像診断委員会の活動趣旨に合致しないと判断された場合
  - ② 依頼内容に虚偽の事項を届け出た場合
  - ③ 本規約に違反したことがある者から申請された場合
  - ④ その他、委員会が依頼を受けることを不適切と判断した場合

#### 第8条（登録情報の管理）

1. 画像診断/コンサルテーション依頼者から本システムの利用申請があった場合、JCCG 画像診断

委員会は画像診断/コンサルテーション依頼票に記載された担当医師すなわち画像診断/コンサルテーション依頼者本人が登録を行ったものとして扱う。また当該利用によって生じた結果ならびにそれに伴う一切の責任については、担当医師に帰属する。

2. 画像診断/コンサルテーション依頼者は、本システムの登録情報を第三者に利用させる、または貸与、譲渡、名義変更、売買などの行為をしてはならない。
3. 画像診断/コンサルテーション依頼者は、登録情報の不正使用によって JCCG 固形腫瘍分科会または第三者に損害を生じさせた場合、JCCG 固形腫瘍分科会または第三者に対して当該損害を賠償するものとする。
4. 登録情報が不正確または虚偽であったために画像診断/コンサルテーション依頼者あるいは対象患者が被った一切の不利益および損害に関して、JCCG 固形腫瘍分科会および画像診断委員会は一切責任を負わないものとする。
5. 登録情報が盗用された場合、または第三者に利用されていることが判明した場合は、直ちにその旨を JCCG 画像診断委員会に通知する。JCCG 固形腫瘍分科会運営委員会および画像診断委員会からの連絡を受けた者はその指示に従うものとする。

#### 第 9 条（個人情報等の取り扱い）

匿名化された情報を登録する本システムにおいて、個人情報および画像診断/コンサルテーション依頼者による登録情報は、関連する規制やガイドラインに基づいて取り扱う。画像診断/コンサルテーション依頼者による個人情報漏えいが発生した場合、JCCG 固形腫瘍分科会および画像診断委員会は一切の責任を負わないものとする。

#### 第 10 条（禁止行為）

本システムの利用にあたり、画像診断/コンサルテーション依頼者の行為が以下のいずれかに該当するか、その可能性があると判断した場合には、JCCG 固形腫瘍分科会および画像診断委員会は事前に画像診断/コンサルテーション依頼者へ通知することなく、本システムの全部または一部の機能の利用を制限し、また画像診断/コンサルテーション依頼者としての登録を抹消できるものとする。

- ① 本規約のいずれかの条項に違反する
- ② 本システムの利用あるいは利用法が不適切と画像診断委員会により判断される

#### 第 11 条（システムの停止）

1. 本システムは予定されたメンテナンスなどの理由で停止することがあり、その間は本システムの利用はできない。停止期間等に関するアナウンスは、その都度、本システムログイン後のトップページに表示する。
2. 予期せぬ障害などが発生した場合、事前連絡なしに緊急停止を行うことがあり、その間は本システムにアクセスすることはできない。

## 第 12 条（免責）

プライバシー保護義務違反など、本システムの使用において画像診断/コンサルテーション依頼者の責任に起因して生じた、あるいは地震、火災、停電、天災等の不可抗力によって本システムの提供が困難になった場合に生じたあらゆるトラブルや損害等に関して、JCCG 固形腫瘍分科会および画像診断委員会は一切の責任を負わないものとする。

## 第 13 条（準拠法、管轄裁判所）

本規約の有効性、解釈および履行については、日本法に準拠し、日本法に従って解釈されるものとする。

【附則】 本規約は 2021 年 12 月 06 日から施行する。

本規約は 2022 年 2 月 15 日から施行する。